平成２５年（フ）第６３５号
福岡県大野城市月の浦１丁目９番５号ファミール月の浦102号
債務者　小林　　朗
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第７１２号
福岡県福津市宮司浜４丁目１番20号オーシャンズＢＰ102号
債務者　河村　一恵（旧姓和田）
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８０６号
福岡市早良区有田団地12番501号
債務者　大久保光之
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８５４号
福岡県古賀市花見東５丁目７番５号
債務者　南條　　賢
1　決定年月日時　平成25年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８５５号
福岡市南区寺塚１丁目15番20―303号
債務者　小島　光喜
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８６１号
福岡県筑紫野市大字吉木1644番地15
債務者　龍　　マキ
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８６８号
福岡市早良区百道３丁目18番８号百道寮西棟304号、住民票上の住所福岡市博多区美野島２丁目６番20―707号
債務者　榎木　留己
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８５号
福岡市早良区荒江２丁目25番10号
債務者　松村真知子
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８８６号
福岡市早良区荒江２丁目25番10号
債務者　松村沙也加
1　決定年月日時　平成25年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第８９５号
福岡市城南区梅林５―19―７―202
債務者　屋村　久子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２０号
福岡県糟屋郡志免町別府西２丁目10番16号
債務者　松田　栄二
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９２５号
福岡市西区上山門２丁目25番14号
債務者　山田　圭一
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９７１号
福岡市中央区赤坂３丁目10番52―305号
債務者　鷲崎　美姫
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９０号
福岡市南区横手１丁目12番１号
債務者　皆川　沙和（旧姓太田）
1　決定年月日時　平成25年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９１号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈24番地２エスタシオン門松105号
債務者　北村　和也
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９５号
福岡県春日市惣利５丁目10番地アドバンスハウストラスト26・Ｂ105号
債務者　下見世真登
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９９６号
福岡県春日市惣利５丁目10番地アドバンスハウストラスト26・Ｂ105号
債務者　下見世和美
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１０００号
福岡市南区皿山１丁目８番12―103号
債務者　白井カヨ子
1　決定年月日時　平成25年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで
福岡地方裁判所第４民事部